

大阪府規則第四十一号

大阪府介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する
基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

大阪府介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年大阪府規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(従業者の配置の基準)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>一―四 (略)</p> <p>五 栄養生又は管理栄養生 入所定員が百以上の介護老人保健施設にあつては、一以上</p> <p>六・七 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項第三号から第六号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養生若しくは管理栄養生又は介護支援専門員については、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>一 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養生若しくは管理栄養生又は介護支援専門員</p> <p>二 介護医療院 栄養生若しくは管理栄養生又は介護支援専門員</p> <p>三 病院 栄養生若しくは管理栄養生(病床数が百以上の病院の場合に限る。)又は介護支援専門員(健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設の場合に限る。)</p> <p>4 第一項第三号から第六号までの規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養生若しくは管理栄養生又は介護支援専門員の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養生若しくは管理栄養生 併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養生により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができること。</p>	<p>(従業者の配置の基準)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>一―四 (略)</p> <p>五 栄養生 入所定員が百以上の介護老人保健施設にあつては、一以上</p> <p>六・七 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項第三号から第六号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養生又は介護支援専門員については、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>一 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養生又は介護支援専門員</p> <p>二 介護医療院 栄養生又は介護支援専門員</p> <p>三 病院 栄養生(病床数が百以上の病院の場合に限る。)又は介護支援専門員(健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設の場合に限る。)</p> <p>4 第一項第三号から第六号までの規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養生又は介護支援専門員の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養生 併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養生により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができること。</p>

<p>と。</p> <p>二 (略)</p> <p>5 介護老人保健施設の従業者は、専ら当該介護老人保健施設の業務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。</p> <p>6 (略)</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 前項第一号の委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができる。</p>	<p>二 (略)</p> <p>5 介護老人保健施設の従業者は、専ら当該介護老人保健施設の業務に従事する者でなければならない。ただし、介護老人保健施設(ユニット型介護老人保健施設を除く。以下この項において同じ。)にユニット型介護老人保健施設を併設する場合の介護老人保健施設及びユニット型介護老人保健施設の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。</p> <p>6 (略)</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第八条 (略)</p>
---	--

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(ユニットの定員等に係る経過措置)

3 当分の間、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和三年厚生労働省令第九号。以下「改正省令」という。)第九条の規定による改正後の介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成十一年厚生労働省令第四十号)第四十一条第二項第一号イ(2)の規定に基づき入居定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型介護老人保健施設は、第七条の規定による改正後の大阪府介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則第三条第一項第二号及び第十三条の基準を満たすほか、ユニット型介護老人保健施設における夜間及び深夜を含めた介護職員及び看護職員の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。